

Double-Sided Moral Hazard Problem on the Continuity of Contract Farming: An Integrated Approach of Theory and Qualitative Case Study Analysis

ハニー リン リン

<https://hdl.handle.net/2324/7157396>

出版情報 : Kyushu University, 2023, 博士 (農学), 課程博士
バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)



氏 名	HONEY LYNN LYNN (ハニー リン リン)			
論 文 名	Double-Sided Moral Hazard Problem on the Continuity of Contract Farming: An Integrated Approach of Theory and Qualitative Case Study Analysis (契約農業の継続における両面モラルハザード問題：理論と定性的事例分析の統合的アプローチ)			
論文調査委員	主 査	九州大学	准教授	森高正博
	副 査	九州大学	教授	井上憲一
	副 査	九州大学	准教授	渡部岳陽

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

東南アジア諸国において、高付加価値農産物を生産し、国際市場に参入することは、国家戦略となっており、その実践方法として契約農業が採用されている。契約農業は、農家と輸出企業の継続的取引を可能にすることで、双方が特殊的投資を行える環境を整える手段の一つである。しかし、実際には、取引の継続性に問題が生じ、契約農業が失敗するケースが多く報告されている。これまでの実証研究の多くが、契約が期待通りに機能せず、モラルハザードの問題を抑止できなかったことを報告している。モラルハザードは、自身の利益のために努力義務を怠り、取引相手の利益を損なう行為、あるいはそれを引き起し得る状況を指し、こうした行為は、企業側、農家側のどちらにおいても発生し得るものである。しかし、先行研究の多くは、農家側のモラルハザードを報告しており、企業側のモラルハザードを報告した研究は限られており、ましてや一つの契約の中で、農家、企業の双方におけるモラルハザードについて検証したものは、理論モデルでの研究を除いて、実証研究においては皆無である。

こうした偏りが見られる理由としては、実際に多数派を占める農家側でモラルハザードの行為が観察されやすいという理由だけではなく、研究におけるフレーミングが影響していることが懸念される。すなわち、モラルハザードへ対処するための契約設計について理論化した契約理論は、プリンシパル（企業側）がエージェント（農家側）へ契約をオファーし、エージェントがそれを受けるか否かを決定する枠組みで基本モデルが描かれる。開発途上国にみられる契約農業についてこれまで報告されてきた事例は、ほとんど全てのケースで、契約内容を企業側が作成し、農家にこれをオファーするというものである。両側モラルハザードは理論的にも複雑で、かつ、上述の理論的な枠組みがあるため、研究者の視点が農家側のモラルハザードに偏りやすい研究環境があるといえる。

Honey Lynn Lynn 氏の研究は、大きく 2 つのパートに分けられる。1 つ目のパートとして氏は、取引当事者の一方のモラルハザードにのみ対処するアプローチが、契約設計において十分でないことを、事例的に初めて明らかにしている。事例は、主に日本に冷凍野菜を輸出しているミャンマーの冷凍野菜加工企業とほうれん草農家との契約農業である。当該企業は、シーズンごとに個別農家と書面契約を結んでいるものの、契約の継続に問題が生じた事例である。調査は 2016/17 から 2020/21 のシーズンにかけて、企業および農家へのヒアリング、契約事項や実績に関する一次資料収集によって行われた。分析は記述的に行われ、第 1 に、契約理論が示唆する契約手法に照らして、企業側が設計した契約内容が農家側のモラルハザードを抑止するに十分な内容となっていることを明らかにしている。第 2 に、農家側のモラルハザードを抑止するために導入された契約条項そのも

のによって、企業側のモラルハザードが可能となる環境が生み出されていることを明らかにした。そして第 3 に、企業側のモラルハザードを理由として農家の契約農業からの離脱が多数発生したことを明らかにした。第 1、第 2 の分析から、一方のモラルハザードにのみ対処した契約設計は不十分なものであり、両側モラルハザードを同時に考慮した契約設計が必要とされることが事例的に示されている。

氏は研究の 2 つ目のパートでは、契約設計において、両側モラルハザードが適切に対処されたか、あるいはモラルハザードを引き起こし得る状況が残されているかをグラフ的に判定する方法を構築し、また、その利用可能性を上述の事例に適用することで示している。契約設計を行う実務家にとって、あるいは契約農業の記述的分析を行う実証研究者にとって、両側モラルハザードを同時に考慮して分析することは、非常に複雑な分析である。氏の方法は、モラルハザードの理論的枠組みを反映して、企業及び農家の行動および両者の利得を、因果図における基本のノードとし、そこに実態調査を踏まえて媒介するノード肉付けして、モラルハザード因果図（MHCD）を作成するというものである。この因果図を用いて、各行動から企業及び農家の利得への総合効果の符号を判定することで、当該行動に関してモラルハザードの可能性があるか否かを判定することが可能となる。もし総合効果の符号が正負のどちらになるか、因果図のいから判定されない場合であっても、因果図より判定のための方程式が得られ、どのような変数について計測すれば最終的に判定が可能となるかを示すものとなる。先述のミャンマーの事例に MHCD を適用した結果、第 1 のパートでの分析結果と同じ結論を視覚的に得ることができ、その有用性および利用可能性が示された。

要約すると、氏の研究は、開発途上国において特に注目されている契約農業の契約設計問題に対して、両側モラルハザードへ同時的にケアすることの重要性を事例的に明らかにしたことに加えて、実際の契約設計が、両側モラルハザードをケアできているか否かを視覚的に判定するモラルハザード因果図の構築方法・分析方法を提案したものである。

以上、本論文は一般化し得る新たな実証的知見を与えるとともに、新たな分析方法を提案する、食料流通学の発展に寄与する価値ある業績と認める。よって、本研究者は博士（農学）の学位を得る資格を有すると認める。